

平成29年(2017)年4月26日

体験入学規定

ブダペスト日本人学校

1 目的

日本人学校の様子を短期間だけでも子どもが味わいたい、保護者が味わわせたいという願いに応える場を提供する。在校生にとっても、よい交流の機会となる。

2 対象

義務教育就学年齢の児童生徒であり日本語を話すことができ、上記の目的を持って体験入学を強く希望する者で、国籍は問わない。

ただし、学級の状況及び教室の収容可能人数等を鑑み、在籍児童生徒の学習に影響があるときは入学を認めない。

3 時間・期間

体験入学時期は随時とする。期間は休業日を除き連続5日間、年度内1回限りとする。目的に鑑み、在籍児童生徒とともに全日活動を行うこととする。

4 事務手続き及び成績処理等

(1) 体験入学承認願を提出する。(別紙)

(2) 編入・転入・転出・退学に関する手続きは一切行わない。(在籍とはならない)

(3) 成績については評価・評定を行わない。但し、保護者からの教育相談については可能な限り応える。

5 費用

授業料を、5日間につき10,000 HUFとする。他に行事参加費を徴収することがある。

6 通学方法

スクールバスあるいは保護者の送迎とする。

7 傷害保険

クラブ活動あるいは部活動に参加した場合、本校指定の傷害保険制度は適用されない。

8 入学の可否等については、以上の規定を基に学校長が最終判断し許可するものとする。

この規定は、2009年4月1日より施行する。